

# 後漢洛陽崇德殿所在の再検討

——「朝」空間という新視点からの探索——

聶

寧\*

はじめに

## 一 崇德殿所在の諸説

- 1 「南宮説」について
  - 2 「北宮説」について
  - 3 「両宮説」について
- 二 各時期の崇德殿の所在
- 1 明帝期の「乃新崇德」
  - 2 殤帝期の「殯於崇德前殿」
  - 3 順帝期の「共会崇德殿上」
  - 4 靈帝期の「引入崇德殿」
  - 5 献帝期の「集群僚於崇德前殿」
- 三 「両宮説」成立の原因——後漢「朝」空間からの影響  
おわりに

はじめに

後漢の「南宮……正殿は崇德殿と曰う。(南宮……正殿曰崇德殿。)」これは、清代の顧祖禹の著作『讀史方輿紀要』に載せた後漢洛陽の宮城に関する検討成果の一つである。崇德殿は皇帝の即位礼や殯礼など重要な儀式を行う宮殿であり、その重要性は北宮にある後漢帝国の中心としての德陽殿<sup>2</sup>に比肩する<sup>3</sup>。

この重要な崇德殿の建設位置について、学界に議論が多い。例として、二〇一六年に出版された『漢魏晋南北朝時代の都城と陵墓の研究』において、村元健一氏は第五章第二節「崇德殿の位置について」で崇德殿の所在問題を検討した<sup>4</sup>。二〇一七年に出版された『西晋時代の都城と政治』において、田中一輝氏は第二章第一節「後漢崇德殿について」で同一問題を論述した<sup>5</sup>。しかし、今日に至るまで、学界は崇德殿の所在問題について、まだ定論を出していない。故に、崇德殿の所在問題は、間違いなく後漢・魏晋南北朝の都城研究・宮城研究・宮殿研究、および関連する空間研究において避けら

れない問題である。

都城研究の一環としての秦漢時代「朝」空間研究において、筆者は、「朝」空間という新視点から、後漢洛陽の宮城制度が「南北両宮制」と定義されたことに対して質疑を出した上に、後漢「朝」空間の建設プロセスにおいて、帝都建設計画の崇徳殿と実際に使用されていた崇徳殿が存在していたことがわかった。このような崇徳殿の存在状態については学界でまだ議論されていない。且つまた、崇徳殿は、即位礼や殯礼などの儀式を行う宮殿として、宮城の重要な施設であり、後漢「朝」空間に属するものである。崇徳殿の所在問題は後漢「朝」空間の特徴と密接に関連していると考えられる。後漢「朝」空間の「北」正宮 皇帝「朝」・南「離宮」太后「朝」の空間特徴<sup>7)</sup>は、崇徳殿の設置に直接影響を与えたのであろう。したがって、本稿<sup>8)</sup>は、先行研究を踏襲しつつ、後漢「朝」空間研究の結果<sup>9)</sup>に基づき、後漢洛陽の崇徳殿の所在問題を再検討する。すなわち、①崇徳殿はどこに構築されたか、②崇徳殿はなぜこのような空間配置を持っていたか、③崇徳殿所在論争の存在の原因は何であろうか、という疑問を究明し、後漢洛陽崇徳殿の所在問題に対して、一つの解決案を提出するのである。

### 一 崇徳殿所在の諸説

後漢の洛陽は中国帝都の歴史の中で唯一の「両宮制」をもつ首都

であると学界に称される。洛陽城には、南北両宮城（南宮・北宮）がある（図1）。この二つの宮城は実際に後漢の終わりまで使用された。

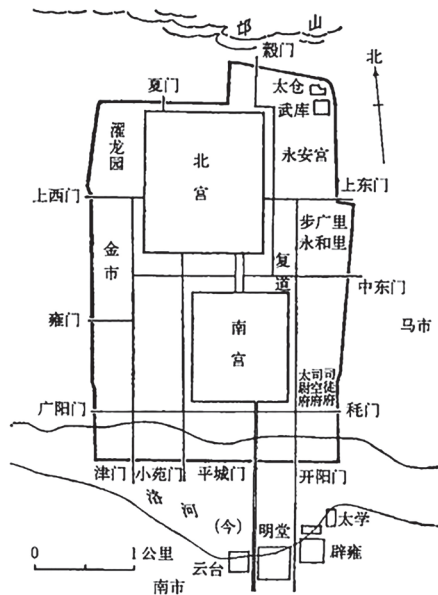


図1 王仲殊の後漢洛陽城図

出所：王仲殊「中国古代都城概説」（『考古』、1982年第5期）より転載

そのため、崇徳殿所在に関する次の三説がある。崇徳殿は南宮にあるという「南宮説」、崇徳殿は北宮にあるという「北宮説」、南宮にも北宮にも崇徳殿があるという「両宮説」がある。以下では、この三説の歴史的根拠（文献記録）と代表的な研究成果を挙げ、三説にある問題点を分析する。

## 1 「南宮説」について

『後漢書』安帝紀に「八月、殤帝崩じ、太后兄たる車騎將軍の鄧鸞と与に策を禁中に定む。其の夜、鸞をして節を持し、王の青蓋車を以て帝を迎え、殿中に斎せしむ。皇太后は崇徳殿に御し、百官は皆な吉服し、群臣は陪位し、引きて帝を拝して長安侯と為す（八月、殤帝崩、太后与兄車騎將軍鄧鸞定策禁中。其夜、使鸞持節、以王青蓋車迎帝、斎於殿中。皇太后御崇徳殿、百官皆吉服、群臣陪位、引拜帝為長安侯）」<sup>10</sup>とある。この崇徳殿について、唐代の李賢は「洛陽の南宮に崇徳殿あり（洛陽南宮有崇徳殿）」<sup>11</sup>と注釈を附している。

また、西晋の陸機『洛陽記』に「南宮に崇徳殿あり（南宮有崇徳殿）」<sup>12</sup>とある。

さらに、『三国志』文帝紀の「十二月、初て洛陽宮を営む（十二月、初営洛陽宮）」に対して、南朝宋の裴松之は「明帝の時に至り、始めて漢の南宮の崇徳殿の処に太極殿・昭陽諸殿を起つ（至明帝時、始於漢南宮崇徳殿処起太極・昭陽諸殿）」<sup>13</sup>と注釈を附している。後漢の南宮に崇徳殿があることを明確に記している。

ほかに、『水経注』穀水には「魏の明帝は洛陽の南宮を天の太極に象り、太極殿を漢の崇徳殿の故処に起つ（魏明帝上法太極於洛陽南宮、起太極殿於漢崇徳殿之故処）」<sup>14</sup>とあり、太極殿を後漢の崇徳殿の旧跡において築いたことを記している。

前引した清代の顧祖禹『讀史方輿紀要』に「南宮正門 即ち端門、旁に鴻都・盛徳・九龍及び金商・青鎖諸門あり。其の正殿 崇徳殿と曰い、旁は嘉徳殿と為し、崇徳殿の西 則ち金商門なり（南宮正門即端門、旁有鴻都・盛徳・九龍及金商・青鎖諸門。其正殿曰崇徳殿、旁為嘉徳殿、崇徳殿西則金商門也）」<sup>15</sup>という検討結果がある。後漢南宮の正殿は崇徳殿であることを明確に記している。

現代では、例として、張鳴華氏は「東漢南宮考」で「南宮説」に賛成し、崇徳殿が南宮の前殿であることを強調している<sup>16</sup>。王啓敏氏は「東漢洛陽南宮史事考」で同じく崇徳殿が南宮に位置することを主張し、南宮の正殿であることを強調している<sup>17</sup>。

## 2 「北宮説」について

後漢の張衡『東京賦』の「乃ち崇徳を新にし、遂いに徳陽を作る（乃新崇徳、遂作徳陽）」に対する三国呉の薛綜の注に「崇徳・徳陽、皆な殿名なり。崇徳 東にあり、徳陽 西にあり、相去ること五十歩（崇徳・徳陽、皆殿名也。崇徳在東、徳陽在西、相去五十歩）」<sup>18</sup>とある。徳陽殿が北宮にあったことは『後漢書』に明証があるため、この記載は崇徳殿が北宮にあったことを示唆している。

「北宮説」を主張する代表的な現代学者は銭国祥氏である。銭国祥氏の結論は、南宮の主殿は「前殿」と称され、正門は平城門に直面し、北宮の正殿は徳陽殿と崇徳殿であり、正門は朱雀門と称され

る、ということである<sup>19</sup>。銭国祥氏の推定した徳陽殿と崇徳殿の位置関係は、図2のようである。

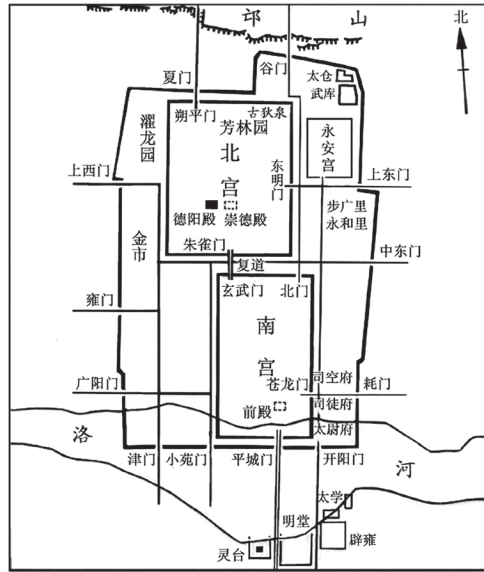


図2 銭国祥の後漢の洛陽城北宮平面布局復元図

出所：銭国祥「中国古代漢唐都城形制的演進——由曹魏太極殿談唐長安城形制的淵源」（『中原文物』、2016年第4期）より転載

また、例として、外村中氏は、「魏晋洛陽都城制度攷」において、Bielensien氏が後漢の崇徳殿は後漢の南宮ではなく北宮に位置していたらしい点をいち早く指摘したことにより注目される」と指摘したうえに、「北宮説」に賛成している<sup>20</sup>。村元健一氏は『漢魏晋南北朝時代の都城と陵墓の研究』で「北宮説」を主張し<sup>21</sup>、田中一輝氏は『西晋時代の都城と政治』で、「北宮説」に賛成している<sup>22</sup>。陳蘇鎮氏は「東漢的南宮和北宮」で、崇徳殿が徳陽殿の建設前の北宮正殿であることを主張している。すなわち、崇徳殿は後漢以前に

すでに北宮の中に存在した宮殿であり、後漢以前の北宮の正門（南門）に直面していた宮殿であることを指摘している<sup>23</sup>。

### 3 「両宮説」について

元代の『河南志』において、後漢城闕古跡条に南宮「崇徳殿、宮の正殿（崇徳殿、宮之正殿）」<sup>24</sup>とあり、同条に北宮「崇徳殿、亦大明帝造る（崇徳殿、亦明帝造）」<sup>25</sup>とある。すなわち、元代の地方志において、洛陽の南宮と北宮には共に崇徳殿があるということである。

ほかに、李久昌氏は『国家、空間与社会——古代洛陽都城空間演進研究』で、『河南志』の「両宮説」に賛成している。後漢の光武帝が南宮に南宮前殿を建てた。この南宮前殿は南宮の崇徳殿である。また、北宮の崇徳殿は明帝期に新たに修繕された宮殿であるため、両宮に「崇徳」と称される宮殿があることを指摘している<sup>26</sup>。

崇徳殿所在の「南宮説」、「北宮説」および「両宮説」を合わせてみれば、「南宮説」と「北宮説」の成立に伴い、歴史の文献資料を否定する必要があることがわかり、同時に、「南宮説」と「北宮説」は「両宮説」を完全に否定することはできないこともわかる。これは恐らく後漢洛陽崇徳殿の所在に関する定論が出されていない原因であろう。

前述のように、崇徳殿の所在問題は後漢「朝」空間の空間配置に深く関わっていた。しかし、ここに注目すべきなのは後漢の皇帝「朝」空間が南宮から北宮に移されたことである。後漢初期に、光武帝は、初めて洛陽に帝都を定め、朝政を執る「朝」空間を必要としたため、一時的に皇帝「朝」空間を南宮に設置した。その後、明帝が即位した後、北宮において、新たな皇帝「朝」空間を建築して政務場所を南宮から北宮に移した。この「朝」空間の移転は後漢の洛陽帝都建設計画の一部である<sup>27</sup>。つまり、南宮は後漢の皇帝「朝」空間の一時的な所在地であり、北宮は正式的な所在地である。したがって、後漢「朝」空間の重要な施設としての崇徳殿は皇帝「朝」空間と共に南宮から北宮に移転された可能性があると考えられる。すなわち、『河南志』に記される南宮と北宮には共に崇徳殿があったのであろう。

そのため、次の第二節では、歴史的記録にある崇徳殿の記載を年代順にリストし、その崇徳殿の所在を再検討する。

## 二 各時期の崇徳殿の所在

後漢の崇徳殿にかかわる文献記録には、主に次の五つの時期の記載がある。

①張衡『東京賦』に記されている明帝期の崇徳殿のことである。

② 殤帝の殯宮としての崇徳殿のことである。  
③ 順帝の即位前後の過程を記述している史料の中にある崇徳殿のことである。

④ 楊賜・蔡邕らは靈帝の詔を承り、天象の祥異を討論した場所である崇徳殿のことである。

⑤ 董卓が献帝を改立した場所である崇徳殿のことである。

右の五つの時期は、百年にわたり、各時期の記録に崇徳殿と称される施設の記載があるが、同じ宮殿を示すということは断言できない。したがって、次に、この五つの時期の崇徳殿の所在を分析する。

### 1 明帝期の「乃新崇徳」

張衡『東京賦』にある「乃ち崇徳を新たにし、遂に徳陽を作る。南端の特闢を啓き、応門の将将たるを立つ。仁恵を崇賢に昭かにし、義声を金商に抗ぐ。雲龍を春路に飛ばし、神虎を秋方に屯す……（乃新崇徳、遂作徳陽。啓南端之特闢、立応門之将将。昭仁恵於崇賢、抗義声於金商。飛雲龍於春路、屯神虎於秋方……）」<sup>28</sup>という記述は、後漢の明帝の時期に、既存の崇徳殿は新たに修繕されたこと、また徳陽殿は新築されたことを記載し、崇徳殿が明帝期以前にすでに存在したことを証明している。この『東京賦』の記述に対



して、薛綜は「崇徳・徳陽、皆な殿名なり。崇徳 東にあり、徳陽 西にあり、相去ること五十歩（崇徳・徳陽、皆殿名也。崇徳在東、徳陽在西、相去五十歩）」<sup>29</sup>と注釈を附し、明確に崇徳殿と徳陽殿に遠く離れていないことを記している。徳陽殿が北宮にあったことは『後漢書』に明証があるため、薛綜の注釈は崇徳殿が北宮にあることも示唆している。すなわち、明帝期の後漢帝都建設活動には北宮の崇徳殿を修繕することがあるのである。

## 2 殤帝期の「殯於崇徳前殿」

崇徳殿は重要な儀礼を行うところであり、殤帝の殯宮、安帝の即位礼の場所として使用されたことがある。殤帝期の崇徳殿について、『後漢書』殤帝紀に「八月辛亥、帝崩す。癸丑、崇徳前殿に殯す（八月辛亥、帝崩。癸丑、殯於崇徳前殿）」<sup>30</sup>とあり、前引した同書安帝紀に「皇太后は崇徳殿に御し、百官皆な吉服し、群臣陪位す」とあり、唐代の李賢は「洛陽の南宮に崇徳殿あり」と注釈している。殤帝の殯宮としての崇徳殿は確実に李賢の注釈の通りに南宮にあるのであろうか。この問を解けるには、まず、漢代の殯宮について調べる。

『漢書』武帝紀に（前漢の武）「帝 五柞宮に崩じ、未央宮の前殿に入りて殯す（帝崩於五柞宮、入殯於未央宮前殿）」<sup>31</sup>とあり、同書の霍光伝に「（昭帝） 大行<sup>32</sup> 前殿に在り（大行在前殿）」<sup>33</sup>とある。

これらの前漢皇帝の殯宮（すなわち殯の場所）の記載により、前漢の皇帝は未央宮前殿に殯したことがわかる。前殿は未央宮の最も重要な宮殿であるため、前漢皇帝の殯宮は宮城の最も重要な宮殿に設置されたと判断できるが、後漢諸帝（殤帝を除き）の殯宮はどこに設置されたか。

『後漢書』光武帝紀に（光武帝）「南宮の前殿に崩す（崩於南宮前殿）」<sup>34</sup>とあり、同書の広陵思王荆伝に「光武崩じ、大行 前殿に在り（光武崩、大行在前殿）」<sup>35</sup>とあることにより、光武帝の殯宮は南宮前殿であることがわかる。また、桓帝紀に（桓）「帝 徳陽前殿に崩す（帝崩於徳陽前殿）」<sup>36</sup>とあり、桓思賢皇后紀に「桓帝梓宮尚お前殿に在り（桓帝梓宮尚在前殿）」<sup>37</sup>とあることにより、桓帝の殯宮は北宮の徳陽殿であると判断できる。また、霊帝紀に（霊）「帝 南宮の嘉徳殿に崩す（帝崩於南宮嘉徳殿）」<sup>38</sup>とあり、何進伝に（霊帝）「大行 前殿に在り（大行在前殿）」<sup>39</sup>とある。霊帝即位後、生母を「孝仁皇后」と称した。霊帝の生母は太后になった後「南宮の嘉徳殿に居らしめ、宮を永楽と称す（居南宮嘉徳殿、宮称永楽）」<sup>40</sup>（『後漢書』孝仁董皇后紀）のである。そのため、嘉徳殿は太后の住居とされた場所になり、宮城の正殿ではない。それゆえに、霊帝は嘉徳殿で崩じたが、太后の住居である嘉徳殿に殯宮を設置するはずがない。霊帝の殯宮は北宮の徳陽殿、あるいは南宮前殿に設置されたと考えられる。したがって、南宮と北宮には共に皇帝の殯宮を設置できる宮殿があることがわかる。

しかも、左表（後漢諸帝の殯の日数表<sup>41</sup>）の示すように後漢皇帝の殯の時間は短くなかった（三カ月以上殯したことがある）。殯の時期に、殯宮において新しい皇帝の即位礼を行うため<sup>42</sup>、殯帝の殯宮としての崇徳殿は未央宮前殿に比肩する宮城の最も重要な宮殿であると言える。

表 後漢諸帝の殯の日数表

皇帝	殯の日数	備考
光武帝	29日	
明帝	10日	
章帝	11日	
和帝	73日	
殯帝	92日	崩、2日後殯
安帝	38日	(巡幸途中) 崩、4日後発喪
(北郷侯)	27日	
順帝	36日	
沖帝	21日	
質帝	31日	
桓帝	44日	
靈帝	65日	

右の分析に基づき、殯帝の殯宮を設置する崇徳殿は北宮にあれば、殯帝の殯すべき宮殿は崇徳殿ではなく、徳陽殿であることとなる。ゆえに、『後漢書』殯帝紀に記されている「崇徳前殿に殯す」る崇徳殿は確実に後漢洛陽の南宮にあった。『河南志』の「宮の正

殿」の解釈もこの記載に基づいたのであろう。

### 3 順帝期の「共会崇徳殿上」

順帝即位前後を記述している史料において、崇徳殿の記載がある。

この崇徳殿の所在問題は、崇徳殿所在論争の一つの重点である。筆者は村元健一氏の『漢魏晋南北朝時代の都城と陵墓の研究』における検討成果<sup>43</sup>を踏まえ、関連史料を再検討する。ここで述べる必要があるのは、村元氏の議論において次の三つの問題点がある。①順帝が即位する前にどの場所に居していたか。②順帝を迎える宦官らは、順帝の即位前にどの宮城において務めたか。③順帝が北宮の正式な皇帝「朝」空間において即位したが、なぜ即位直後わざわざ南宮に行つて雲台で「百官を召」したか。よって、筆者がこの三つの問題点を意識しつつ、順帝即位前後の関連人物の空間的位置を究明し、問題の解決を試みる。

まず、即位直前、順帝の所在地について、『資治通鑑』に安帝の延光三年（一二四年）「九月、丁酉、皇太子の保を廢して濟陰王と為し、徳陽殿の西鐘下に居せしむ（九月、丁酉、廢皇太子保為濟陰王、居於徳陽殿西鐘下）」<sup>44</sup>という記載がある。この記録により、順帝が即位する前に北宮の徳陽殿の西鐘下に居していたことがわかる。

次に、『後漢書』安思閻皇后紀に、

(安) 帝道に疾みて、葉県に崩す……皇太后 臨朝し、(閻) 顯を以て車騎將軍と為し、(その) 儀は三公に同じくす。太后久しく国政を専らにせんと欲し、幼年を立てんことを貪り、(閻) 顯らと禁中に定策し、濟北惠王の子たる北郷侯の懿を迎え、立て皇帝と為す……少帝 立つこと二百余日にして疾篤し。

(閻) 顯の兄弟及び江京ら皆な左右に在り。  
(安) 帝道疾、崩於葉県……皇太后臨朝、以(閻) 顯為車騎將軍儀同三公。太后欲久專国政、貪立幼年、与(閻) 顯等定策禁中、迎濟北惠王子北郷侯懿、立為皇帝……少帝立二百余日而疾篤、(閻) 顯兄弟及江京等皆在左右。<sup>45</sup>

とある。この記載により、北郷侯が二百余日在位したことがわかり、また、外戚の閻顯の兄弟および江京が北郷侯の左右にいたことがわかる。つまり、北郷侯は、外戚と同一宮城にいて、また日常に外戚と共に政を議する皇太后と同一宮城にいたのである。

この皇太后の所在地について、『後漢書』順帝紀の記載が手がかりを与えてくれる。「近臣の尚書以下、輦に従いて南宮に到り、雲台に登り、百官を召す……戊午、(順帝は) 使者を遣はして省に入らしめ、璽綬を奪い得るや、乃ち嘉德殿に幸す(近臣尚書以下、從輦到南宮、登雲台、召百官……戊午、(順帝) 遣使者入省、奪得璽

綬、乃幸嘉德殿」<sup>46</sup>とある。この記載により、順帝が即位直後、南宮に行つて禁中<sup>47</sup>にいた太后のところから璽綬を奪い得たことがわかる。この際の皇太后は南宮の嘉德殿にいた。そのうえ、『後漢書』黄瓊伝に「大いに早す。瓊 復た上疏し……書奏するや、徳陽殿に引見せられる(大旱、瓊復上疏……書奏、引見徳陽殿)」<sup>48</sup>との記載により、璽綬を得た後、順帝が日常に北宮で執政したことがわかる。つまり、順帝が北宮で即位し、北宮で執政したため、特別な原因がなければ、即位の直後にわざわざ南宮に行く可能性がないと言えるのであろう。その原因は、太后のところから皇帝の身分を明示する璽綬を奪うためであらう。逆に言えば、順帝が即位の直後に南宮に行ったことは太后が当時南宮にいたことを傍証している。そのほか、順帝の皇権は北郷侯より継承したのではなく、太后より還したのではなく、太后のところから奪つたのであるため、太后の「朝」空間<sup>49</sup>において、順帝が帝国に対して自身の皇帝の地位および太后臨朝期の終了を明示する必要があるため、わざわざ南宮に行つて「百官を召」したのであろう。

ところで、順帝が即位前に北宮にいたが、順帝を迎える宦官らにかかわる崇徳殿は北宮にあるか。『後漢書』孫程伝に、

十一月二日程 遂いに王康らと与に十八人聚まりて西鍾下に於いて謀し、皆單衣を劓して誓と為す。四日夜、程(遂)らは共崇徳殿の上に会し、因りて章台門に入る。時に江京・劉安及



び李閏・陳達らは俱に省門の下に坐し、程（遂）王康らと共に就きて京・安・達を斬る。李閏の権執積しく省内の服する所と為るを以て、引きて主と為さんと欲し、因りて刃を挙げて閏を脅して曰く、「今当に濟陰王を立つべし。揺動するを得ること無かれ」と。閏曰く、「諾」と。是に於て閏を扶えて起ち、俱に西鍾の下に於て濟陰王を迎えて之を立つ。是れ順帝為り。尚書令・僕射以下を召し、輦の南宮の雲台に幸するに従はしめ、程らは留まりて省門を守り、内外を遮り扞ぐ。

（十一月二日程遂与王康等十八人聚謀於西鍾下、皆戡單衣為誓。四日夜、程（遂）等共会崇德殿上、因入章台門。時江京・劉安及李閏・陳達等俱坐省門下、程（遂）与王康共就斬京・安・達、以李閏権執積為省内所服、欲引為主、因拳刃脅閏曰「今当立濟陰王、無得揺動。」閏曰「諾。」於是扶閏起、俱於西鍾下<sup>50</sup>迎濟陰王立之、是為順帝。召尚書令・僕射以下、從輦幸南宮雲台、程等留守省門、遮扞内外。<sup>51</sup>）

とある。この記載において、注目に値するところが数点ある。①時間のことである。十一月二日に十八人が徳陽殿の西鍾下に謀し、二日後の四日に、崇徳殿の上に会したのであることから、両宮の間に渡す時間が充分であることがわかる。②「謀」することである。順帝を迎えることにおいて最も重要なのは情報の洩れを防ぐことである。よって、この「謀」する場所は皇太后所在の宮城ではない、と

いう推定が妥当であろう。③省門のことである。江景・劉安・陳達が殺された省門は、皇太后所在の宮城の省門であるに相違ない。この省門の所在地は崇徳殿所在の解析に手がかりを与える。そのうえに、この省門は章台門と同一宮城に設置されたのであるため、章台門の所在地は省門の所在地を究明することに条件を提供している。この省門について、孫程は「長楽宮に給事す（給事長楽宮）」<sup>52</sup>る宦官であり、また、『漢官儀』に「帝の母 長楽宮と称す（帝母称長楽宮）」<sup>53</sup>とあることにより、孫程らの主要活動範囲は皇太后所在の南宮であると判断できる。孫程らの宮城と江京らの所在の宮城は同一で、南宮である。この宮城は崇徳殿所在の宮城である。

且つまた、章台門については、『東觀漢記』苗光伝に次の記載がある。

漏 尽き、光 尚席直事と為りて灯を通せんとし、劍を解きて外に置き、灯を持ちて章台門に入る。程ら適々入る。光走りて門を出で、劍を取らんと欲す。王康 呼び還すも、光 応ぜず。光 劍を得、還り入らんと欲するも、門 已に閉じたれば、光 便ち宜秋門を守る。会々李閏 来りて光を出し、因りてともに濟陰王を迎えて南宮の雲台に幸せしむ。

（漏尽、光為尚席直事通灯、解劍置外、持灯入章台門、程等適入。光走出門、欲取劍、王康呼還、光不応。光得劍、欲還入、門已閉、光便守宜秋門、会李閏来、出光、因与俱迎濟陰王幸南宮雲

この記載により、章台門と宜秋門は遠く離れてはならず、同じ宮城にあることがわかる。『河南志』の検討により、章台門と宜秋門はともに後漢の洛陽の南宮にあるのである。したがって、順帝即位の直前に、孫程らの集合する崇徳殿は南宮にあると判断できる。

#### 4 霊帝期の「引入崇徳殿」

楊賜、蔡邕らは霊帝の詔を承り、天象の祥異を討論した際の崇徳殿はどこにあるか。

『後漢書』蔡邕列伝に「時に妖異 数々見はれ、人相驚擾す。其の年の七月、詔して邕を召して光祿大夫の楊賜・諫議大夫の馬日磾・議郎の張華・太史令の単颺と与に金商門に詣らしめ、引きて崇徳殿に入る（時妖異数見、人相驚擾。其年七月、詔召邕与光祿大夫楊賜・諫議大夫馬日磾・議郎張華・太史令単颺詣金商門、引入崇徳殿）」<sup>55</sup>とある。

しかし、ここの「崇徳殿」は「崇徳署」と記された記録が数条ある。同一事情を記述するとき、『東觀漢記』楊賜伝に「楊賜ら金商門崇徳署に入る（楊賜等入金商門崇徳署）」<sup>56</sup>と記され、『後漢書』楊賜伝に（楊）「賜及び議郎の蔡邕ら 金商門崇徳署に入る（賜及び議郎蔡邕等入金商門崇徳署）」<sup>57</sup>と記されている。これらの記述によ

り、蔡邕らが討論をした場所は必ずしも崇徳殿とは言えないが、同じ「崇徳」で名付けられた施設であるため、崇徳署は恐らく崇徳殿に関連する機構であろう。崇徳殿と崇徳署の具体的な位置関係は、史料の制約によって現段階では究明できないが、上記の文献記録にある崇徳殿と崇徳署は共に金商門の内側に位置することがわかる。そのうえに、同一事情が『後漢書』呂強伝に「議郎の蔡邕を召して金商門に対問せしむ（召議郎蔡邕対問於金商門）」<sup>58</sup>と記されているため、金商門の所在地は崇徳殿と崇徳署の位置を究明することがかりを与えるのである。

前引した『東京賦』「乃ち崇徳を新たにし、遂いに徳陽を作る。南端の特闢を啓き、応門の將將たるを立つ。仁恵を崇賢に昭かにし、義声を金商に抗ぐ。雲龍を春路に飛ばし、神虎を秋方に屯す……」という記録に対して、薛綜は、「崇賢、東門の名なり。金商、西門の名なり……徳陽殿東門 雲龍門と称し、徳陽殿西門 神虎門と称す」と注を附しており、さらに、『後漢書』順帝紀の李賢の注には漢官儀「崇賢門の内 徳陽殿なり（崇賢門内徳陽殿也）」<sup>59</sup>と引用されていることにより、崇賢・金商・雲龍・神虎門は北宮の徳陽殿に近いことがわかる。加えて、『河南志』に「金商門、神虎門の内在り（金商門、在神虎門内）」<sup>60</sup>とあることにより、金商門は神虎門の内側に位置することもわかる。すなわち、金商門は後漢洛陽の北宮にあり、徳陽殿の西側に位置しているのである。金商門の内側には楊賜、蔡邕らが霊帝の詔を承り、天象の祥異を討論したとき

の崇徳殿（或いは崇徳署）がある。この崇徳殿は洛陽の北宮に位置するのである。

## 5 献帝期の「集群僚於崇徳前殿」

『後漢書』董卓伝は、後漢の末、董卓が「崇徳前殿」で少帝を廃位し、陳留王を献帝に改立したことを記載している。この廃位と改立の過程は次のようである。

光熹元年（一八九九年）……（虎賁中郎將の袁術）南宮の九龍門及び東西宮を焼く……太后、天子及び陳留王……複道より北宮に走る……（袁紹）北宮門を閉じ……帝と陳留王數十人 歩にて穀門を出で、小平津に奔る……尚書の盧植 夜に河の上馳せ、王允は河南中部掾の閔貢を遣はして植の後に随はしむ。貢至るや、劍を手にして数人を斬り、余は皆な河に投じて死す。明日、公卿百官 乃ち天子を奉迎して宮に還る。

（光熹元年……（虎賁中郎將袁術）焼南宮九龍門及東西宮……太后、天子及陳留王……従複道走北宮……（袁紹）閉北宮門……帝与陳留王數十人歩出穀門、奔小平津……尚書盧植夜馳河上、王允遣河南中部掾閔貢随植後。貢至、手劍斬数人、余皆投河而死。明日、公卿百官乃奉迎天子還宮。）<sup>61</sup>

（董卓）群僚を崇徳前殿に集め、遂いに太后を脅かして、策して少帝を廃す。曰く、「皇帝 喪に在るも、人の子たる心無く、威儀は人君に類せず。今 廃して弘農王と為す」と。乃ち陳留王を立つ、是れ献帝為り。又 議すらく、「太后は永樂太后を賊迫して、憂死せしむるに至る。婦姑の礼に逆い、孝順の節無し」と。永安宮に遷し、遂いに弑を以て崩す。

（董卓）集群僚於崇徳前殿、遂魯太后、策廢少帝。曰「皇帝在喪、無人子之心、威儀不類人君、今廢為弘農王。」乃立陳留王、是為献帝。又議太后賊迫永樂太后、至令憂死、逆婦姑之礼、無孝順之節、遷於永安宮、遂以弑崩。）<sup>62</sup>

少帝は元々南宮に住んでいたが、南宮の九龍門および東西宮が袁術によって焼かれたため、北宮に行った。その後、袁紹が北宮を閉じ、少帝たちは北宮から脱出し、洛陽城の北垣にある穀門から洛陽城に出た。尚書の盧植らは河まで追いかけて、数人を斬った。その翌日、公卿百官は少帝を迎えて宮城に帰った。その後、董卓は崇徳殿で百官を召集し大会を開き、少帝の廃位を行なった。

ここで重要なのは少帝の帰った宮城は南宮であろうか。少帝は脱出前、南宮で生活していた。後に南宮の九龍門などが焼かれたが、火は宮城の中枢部には及ばなかった。故に、南宮に帰った可能性が高い。皇帝の廃位・改立は帝国にとって最も重要な政治活動といっても過言ではない。皇帝の廃位・改立は宮城にある最も重要な場所

で行うべきではなからうか。北宮でこの大会を行うのであれば、徳陽殿で催すべきではなからうか。そのため、この崇徳殿は南宮にあると考えられる。また、光熹元年（一八九年）の廢位・改立は太后臨朝期に起こったことである。この時の朝政展開の実際的な場所は南宮の太后「朝」空間であるため、崇徳殿は南宮にあると判断できる。

ここまで述べてきた五つの時期の記載に関する分析を総括すれば、南宮には確実に後漢の「朝」空間に関連している崇徳殿があるが、北宮には崇徳署にかかわる崇徳殿もある。すなわち、筆者は『河南志』の南宮にも北宮にも崇徳殿があるという「両宮説」が妥当であると思われる。

### 三 「両宮説」成立の原因——後漢「朝」空間からの影響

なぜ後漢洛陽の南宮と北宮には共に「崇徳」があるのであろうか。これは、恐らく後漢の北「正宮」皇帝「朝」・南「離宮」太后「朝」空間の特徴と密接に関連しているのであろう。

後漢洛陽において、帝国「大朝会」を行なって皇帝が親ら国政を執る空間である皇帝「朝」空間があり、また、太后が少帝の代わり国政を執る空間である太后「朝」空間もある。光武帝時期に、南宮に一時的に皇帝「朝」空間を設置したが、明帝以後、正式的な皇

帝「朝」空間は北宮に固定されるようになった。この固定された際、後漢の北宮は「正宮」になり、南宮は「離宮」になった。しかし、後漢の長い太后臨朝期の存在のため、廢除されるべきであった「離宮」の「朝」空間は保存されていた。

礼制を重視しつつ、周礼を参照として「朝」空間を構築するのは後漢の時代特徴である。この後漢の時代特徴を考慮すれば、なぜ南宮において、異なる「朝」空間<sup>63</sup>が存在したか、という問に対して、筆者はここで一つの仮説を提出する。長年の太后臨朝期がなかったと仮定すれば、後漢の「朝」空間は北宮「朝」空間のみ残されるようになるのであろう。

新莽の存在のため、光武帝は皇権に対する外戚の力の嚴重さを痛感していた。『後漢書』明帝紀に「（明）帝建武の制度を遵奉し、敢て違う者無し。後宮の家、侯に封ぜられ政に与るを得ず（帝遵奉建武制度、無敢違者。後宮之家、不得封侯与政）」<sup>64</sup>とあり、『東觀漢記』に「光武 前代の権臣 太だ盛んして、外戚 政に与り、上は明主を濁し、下は臣子を危くせしを閔傷し、后族の陰・郭の家は九卿を過ぎず、親属の榮位は許・史・王氏の半ばに及ぶ能はざるのみ（光武閔傷前代権臣太盛、外戚与政、上濁明主、下危臣子、后族陰・郭之家不過九卿、親属榮位不能及許・史・王氏之半耳）」<sup>65</sup>とある。すなわち、長年の太后臨朝、および外戚専権は光武帝と明帝が全力で防ぐことである。換言すれば、後漢の長年の太后臨朝期は、光武帝と明帝の予想できなかった状況である。

故に、後漢の太后臨朝の状態を除き、後漢初期の「朝」空間の構築計画を改めて考慮すれば、「朝」空間全体が南宮から北宮に移されるという計画が見られるようになる。北宮の徳陽殿が建設された後、明帝の政務場所は北宮になり、章帝が一生北宮で政務を執ったことから、光武帝と明帝の元来の目的は、南宮を一時的な宮城として使用し、最後に後漢の「朝」空間の全体を北宮に固定するつもりであったことがわかり、南宮が恐らく廃除されると推定できる。

後漢初期に使用された南宮は、後漢以前に既に存在していた宮城である。既存の南北両宮は帝都に相応しい空間配置を持っていたにもかかわらず、明帝期に修繕しはじめた。後漢の洛陽は長期建設中の帝都であると言える。漢魏洛陽故城の考古学的調査結果において、洛陽の帝都建設の最終的な凶面には南宮がない。漢魏洛陽故城の発掘結果および北魏洛陽城の発掘結果により、曹魏から北魏にわたり、洛陽で都を建てた帝国は、後漢北宮の跡を元に宮城を構築したことがわかる。そのうえ、北宮のみの跡は基礎とされたが、南宮は廃除された。したがって、後漢洛陽の帝都建設が完全に終了すれば、北宮のみの帝都空間が現れるのであろう。

故に、後漢の帝都建設計画において、南宮主殿としての崇徳殿は北宮に移されるのであろう。つまり、南宮の廃除とともに、新たな崇徳殿を北宮に設置するのである。しかし、後漢の末に至っても、この計画は完全に実現されなかった。実現されなかった理由は二つあると考えられる。

一つは、後漢には帝国「朝」空間を完全に構築する人力・物力・財力がなかったからである。その証拠は、北宮徳陽殿の建設は大きい反対された。主殿のみの構築も強く反対され、「朝」空間全体を改めて構築するのなら、どれほどの抵抗と困難を招いたか、ということとは想像し難くない。もう一つは、後漢が長年の太后臨朝にあつたからである。長年の太后臨朝状況は、光武帝と明帝が洛陽の「朝」空間建設を計画した際には、考慮するはずのないことである。太后「朝」空間が南宮にあるため、南宮は後漢の末までに保存された。それゆえに、南宮主殿としての崇徳殿も自然に保存された。

換言すれば、北宮の崇徳殿は後漢の「朝」空間の建設計画中のものであり、徳陽殿の附属建築の一つとして構築しようとするものである<sup>66</sup>。南宮の崇徳殿は後漢の「朝」空間建設計画において、廃除される予定のものである。しかし、北宮の「朝」空間の建設計画が完全に実行されなかったことと、長年にわたる太后臨朝期があることのため、南宮の崇徳殿は実際に保存された。

総じていえば、後漢の南宮と北宮には共に崇徳殿がある原因は、後漢「朝」空間の建設計画と建設現実との衝突であると考えられる。すなわち、後漢洛陽における皇帝「朝」空間と太后「朝」空間の存在は、崇徳殿所在の「両宮説」の成立の根本的原因であらう。



おわりに

後漢洛陽崇徳殿の所在に関する「南宮説」、「北宮説」と「両宮説」は今日に至るまで学界で争論され絶えざる問題である。本稿は、先行研究を踏まえ、後漢「朝」空間の特徴を考えつつ、崇徳殿の所在問題を再検討した。

その検討により、『東京賦』に記載される「乃新崇徳」の明帝期の崇徳殿は北宮にあり、殤帝の殯礼および安帝の即位礼を行った場所である崇徳殿は南宮にあり、順帝の即位前後の過程を記述している史料の中にある崇徳殿は南宮に位置し、楊賜・蔡邕らが霊帝の詔を承って天象の祥異を討論した場所である崇徳殿は北宮に位置し、董卓が献帝を改立した場所である崇徳殿は南宮にあることがわかる。すなわち、南宮と北宮には共に崇徳殿があるという「両宮説」が妥当である。

崇徳殿所在の「両宮説」の成立は後漢の北「正宮」皇帝「朝」・南「離宮」太后「朝」空間の特徴と密接に関連し、後漢「朝」空間の建設計画と建設現実との衝突によって影響されたのである。後漢「朝」空間の建設計画において、南宮の崇徳殿は南宮「朝」空間の廃除にしたがって廃棄されるのであろう。

\* 山口大学大学院東アジア研究科コラボ研究員 (Researcher of The Graduate School of East Asian Studies, Yamaguchi University) / 西安外国語大学日本文化経済学院東北アジア研究中心 (Instructor of The Northeast Asian Research Center, School of Japanese Studies, Xian International Studies University)

註

- 1 (清) 顧祖禹『讀史方輿紀要』卷四十八・河南三(中華書局、二〇〇五年)二二三-二四頁。
- 2 『芸文類聚』卷六十二に引用される後漢の李尤「徳陽殿銘」には「皇穹垂象、以示帝王、紫薇之則、弘誕弥光。大漢体天、承以徳陽」とある。この記載は、徳陽殿が後漢の帝王を示すものであり、帝国中心のようなものであることを記載している。
- 3 村元健一『漢魏晋南北朝時代の都城と陵墓の研究』(汲古書院、二〇一六年)一七六頁。
- 4 前掲書『漢魏晋南北朝時代の都城と陵墓の研究』、一七六―一八〇頁。
- 5 田中一輝『西晋時代の都城と政治』(朋友書店、二〇一七年)五一―五四頁。
- 6 拙稿『秦漢時代「朝」空間研究』(山口大学大学院東アジア研究科、博士学位論文、二〇一九年九月)

7 皇帝「朝」空間とは、帝国「大朝会」を行い、且つ皇帝が親ら国政を執る空間である。太后「朝」空間とは、太后が少帝の代わりに国政を執る空間である。（前掲文『秦漢時代「朝」空間研究』第三章を参照）

8 本稿は拙稿『秦漢時代「朝」空間研究』の「附録」を元に補足して作成したものである。

9 前掲文『秦漢時代「朝」空間研究』第三章を参照。

10 『後漢書』卷五・孝安帝紀第五（中華書局、一九六五年）二〇三頁。

11 前掲書『後漢書』卷五・孝安帝紀第五、李賢注、二〇三頁。

12 前掲書『後漢書』卷六十下・蔡邕列伝第五十下、李賢注、一九八頁。

13 『三国志』卷二・魏書二（中華書局、一九六四年）七六頁。

14 『水経注校証』卷十六（中華書局、二〇〇七年）三九七頁。

15 前掲書『読史方輿紀要』卷四十八・河南三（中華書局、二〇〇五年）二二三―二四頁。

16 張鳴華「東漢南宮考」（『中国史研究』、二〇〇四年、第二期）。

17 王啓敏「東漢洛陽南宮史事考」（『洛陽師範学院学報』、二〇一五年・第六期）

18 『文選』卷三二（中華書局、一九七七年）五五頁。

19 銭国祥「中国古代漢唐都城形制的演進——由曹魏太極殿談唐長安城形制的淵源」（『中原文物』、二〇一六年、第四期）

20 外村中「魏晋洛陽都城制度攷」（『人文学報』二〇一〇年九九号、

二〇一〇年十二月）。

21 前掲書『漢魏晋南北朝時代の都城と陵墓の研究』、一七六―一八〇頁。

22 前掲書『西晋時代の都城と政治』、五三―五四頁。

23 陳蘇鎮「東漢的南宮和北宮」（『文史』、二〇一八年、第一期）

24 『河南志』（中華書局、一九九四年）四四頁。

25 前掲書『河南志』、四九頁。

26 李久昌「国家、空間与社会——古代洛陽都城空間演變研究」（三秦出版社、二〇〇七年）を参照。

27 前掲文『秦漢時代「朝」空間研究』第三章を参照。

28 前掲書『文選』、五五頁。

29 前掲書『文選』、五五頁。

30 前掲書『後漢書』卷四・孝和孝殤帝紀第四、一九九頁。

31 『漢書』卷六・武帝紀第六（中華書局、一九六四年）二二一―二二二頁。

32 服虔曰「天子死未有諡、称大行。」（『史記』孝景本紀）

33 前掲書『漢書』卷六十八・霍光金日磾伝第三十八、二九四〇頁。

34 前掲書『後漢書』卷一下・光武帝紀第一下、八五頁。

35 前掲書『後漢書』卷四十二・光武十王列伝第三十二、一四四六頁。

36 前掲書『後漢書』卷七・孝桓帝紀第七、三二〇頁。

37 前掲書『後漢書』卷十下・皇后紀第十下、四四六頁。

38 前掲書『後漢書』卷八・孝靈帝紀第八、三五七頁。

- 39 前掲書『後漢書』卷六十九・竇何列伝第五十九、二二四九頁。
- 40 前掲書『後漢書』卷十下・皇后紀第十下、四四六頁。
- 41 後漢諸帝の即位・謁廟・大葬の順序と間隔（日数）（前掲書『古代中国と皇帝祭祀』、二〇五頁）による計算する。
- 42 漢代諸帝の即位礼は初期の「廟」で即位することより、「柩前即位」することへ変化してきた。特に後漢諸帝は「柩前」で即位した。（金子修一『古代中国と皇帝祭祀』、汲古書院、二〇〇一年、二〇五頁を参照）
- 43 前掲書『漢魏晋南北朝時代の都城と陵墓の研究』、一七六～一九二頁。
- 44 『資治通鑑』卷五十・漢紀四十二（上海古籍出版社、一九八七年）三四二頁。
- 45 前掲書『後漢書』卷十下・皇后紀第十下、四三六～四三七頁。
- 46 前掲書『後漢書』卷六・孝順孝冲孝質帝紀第六、二四九～二五〇頁。
- 47 渡邊将智「後漢洛陽城における皇帝・諸官の政治空間」（『史学雑誌』一一九卷（一二号）、二〇一〇年）は、後漢の「禁中は南宮にあった」ことを指摘している。
- 48 前掲書『後漢書』卷六十一・左周黄列伝第五十一、二〇三四頁。
- 49 章和二年（八八年）から中平六年（一八九年）までの一〇一年の間に、後漢の国権は数回も太后によって握られていた。太后が皇帝と同様に「前殿に臨み、群臣を朝」していたため、太后臨朝期において、太后の政務を執る空間としての太后「朝」空間があった。その所在地は後漢洛陽の南宮である。（前掲文『秦漢時代「朝」空間研究』第三章を参照）
- 50 『東観漢記』順帝紀に「中黄門孫程等十九人共討賊臣、以迎濟陰王於德陽殿西鍾下、即皇帝位」とある。
- 51 前掲書『後漢書』卷七十八・宦者列伝第六十八、二五一五頁。
- 52 前掲書『後漢書』卷七十八・宦者列伝第六十八、二五一四頁。
- 53 前掲書『後漢書』卷十下・皇后紀第十下、四四二頁。
- 54 『東観漢記校注』卷十八（中州古籍出版社、一九八七年）七九〇頁。
- 55 前掲書『後漢書』卷六十下・蔡邕列伝第五十下、一九九八頁。
- 56 前掲書『東観漢記校注』卷十七、七二六頁。
- 57 前掲書『後漢書』卷五十四・楊震列伝第四十四、一七七九頁。
- 58 前掲書『後漢書』卷七十八・宦者列伝第六十八、二五三一頁。
- 59 前掲書『後漢書』卷六・孝順孝冲孝質帝紀第六、二四九頁。
- 60 前掲書『河南志』、四八頁。
- 61 前掲書『後漢書』卷六十九・竇何列伝第五十九、二二五六頁。
- 62 前掲書『後漢書』卷七十二・董卓列伝第六十二、二三二四頁。
- 63 南宮の「朝」空間構成は、前漢の「朝」空間を参照して築かれた。北宮の「朝」空間構成は、後漢が周礼を参照しつつ、既存の帝国「朝」空間構成を調整した結果である。
- 64 前掲書『後漢書』卷二・明帝紀第二、一二四頁。
- 65 前掲書『東観漢記校注』卷二、五八頁。
- 66 崇徳殿以外に、『河南志』にはもう一つの門も同時に南・北宮の

条に書かれている。それは章台門である。『河南志』により、南宮の章台門は崇徳殿の前に位置した。北宮には、章台門と章台殿（南宮には章台殿はない）がある。章台殿は「応門の内」に位置するため、章台門は徳陽殿に近いと考えられる。また、北宮の崇徳殿と崇徳署が北宮徳陽殿の金商門の内にあるため、徳陽殿の附属建築の一つと推定できる。